

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	就農・漁業	新規就農者研修支援・雇用就農事業	<p>★ 肝付町に住所を有する者(研修開始の日までに肝付町に移住することを確約した者を含む)で、肝付町農業振興センターにおいて農業技術等を習得後、肝付町内で就農する新規就農希望者に対し、研修又は雇用期間中の生活費等を支援します。</p> <p>■対象者(いずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝付町農業振興センターで研修を受ける新規就農研修生(原則43歳未満) 肝付町農業振興センターで働きながら農業を学ぶ雇用就農生(原則45歳未満) <p>■研修期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生:研修開始から2年以内 雇用就農生:最長3年以内の単年度雇用契約 <p>■研修品目</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生:グリーンピーマン 雇用就農生:施設野菜及び露地野菜 <p>■助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農研修生 <ul style="list-style-type: none"> 研修手当 1年目 夫婦312.5千円/月 単身者200千円/月 2年目 夫婦290千円以上/月 単身者200千円以上/月 ※2年目はサラリー型+模擬経営とし管理する農場の黒字部分は全額研修生に給付 家賃補助 家賃の1/3補助(上限13千円/月) 通勤手当あり 雇用就農生 <ul style="list-style-type: none"> 給与 185千円/月 各種手当あり 健康保険・雇用保険等あり
肝付町	就農・漁業	肝付町農業経営安定助成金	<p>肝付町の将来の農業を担っていく能力があると認められる新規参入者及び農業後継者の農業経営安定へ向けた支援を行い地域の農業を支える担い手農家を育成する助成金です。</p> <p>■助成対象者</p> <p>新規参入者等のうち、以下に定める要件に該当する者で営農意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 肝付町に住所を有する者 6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者 経営開始時に年齢が50歳未満の者 認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者 直近の営農実績(確定申告書・B表)が提出できる者 経営主である者 町税等の未納のない者 その他必要に応じて町長が定める事項 <p>■助成額</p> <p>50万円</p>
肝付町	就農・漁業	肝付町施設園芸ハウス設置促進事業	<p>★ 肝付町農業振興計画(平成23年4月策定)の分野別施策、野菜・果樹産地に掲げる重点品目中、推進品目に位置づける品目について、施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業を支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸に取り組む農業者団体で活動火山周辺地域防災営農対策事業及び農業・農村活性化推進施設等整備事業を実施する者で施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業に取り組む者 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人及び次に掲げる要件を満たすその他農業者の組織する団体 <ul style="list-style-type: none"> 代表者の定めがあること 組織及び運営に関する規約が定められていること <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝付町に住所を有する者 施設園芸(野菜・果樹・花き)に取り組むこと 町税等に滞納がない者 その他必要に応じて町長が定める者 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動火山周辺地域防災営農対策事業費の1/20助成 農業、農村活性化推進施設等整備事業費の1/6助成 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	就農・漁業	肝付町営農振興事業補助金	<p>★ 肝付町の農業粗生産額向上及び担い手農家の農業所得向上を図るため、認定農業者等による園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に対し支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農 ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 ・園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者 <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間の作付計画の提出 ・計画の75%以上の作付 ・実績報告を3年提出 ・畑かん地区が優先 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費 <p>【認定新規就農者が新規導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕耘用機械(トラクター等) ・薬剤散布用機械(動噴) <p>※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内(上限100万円) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	就農・漁業	肝付町就農者経営支援事業補助金	<p>★ 町の園芸(野菜・果樹・花き)振興を図るため、認定農業者等が実施する生産性向上及び生産性安定の取り組みのための条件整備に要する経費に対し支援します。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者または認定新規就農者 ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 ・園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス建設に係る経費 ・ハウスの附帯設備に係る経費 ・ほ場整備に係る経費 ・ほ場内の排水等の機能を向上させる経費 ・その他、生産する農地に係る経費で生産性向上及び生産性安定を図れる経費 ・各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る経費 <p>※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり</p> <p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2以内(上限50万円) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内
肝付町	就農・漁業	肝付町畑かん営農推進事業補助金	<p>★ 肝属中部畑かん受益地内における新規での露地野菜の作付を支援し、露地野菜を主体とした土地利用型農家等の育成を図ることを目的とします。</p> <p>■交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、農業者組織、任意組織、法人 ・肝付町農林業技術員連絡協議会経営部会で事業計画が認定されている ・販売先が確保又は検討されている ・肝付町に住所を有する者 ・町税等に滞納がない者 <p>■交付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝属中部畑かん受益地内が対象農地 ・新規で取り組む露地野菜で次の品目とする 馬鈴薯・さといも・ごぼう・ブロッコリー・キャベツ・人参・生姜・その他認められた品目 <p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目作付け1年目は、作付面積20a以上に対し定額10万円以内 ・対象品目作付け2年目は、作付面積20a以上に対し定額5万円以内 <p>※事業の対象期間は各年度内とし、各年度内に作付けを開始する場合、もしくは収穫を完了する場合とする。作付けから収穫まで完了する見込みについては、収穫を以って事業完了とみなす。</p> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内